

平成30年度 第2回 埼玉県医療審議会資料

議事2

有床診療所の新設（届出）について

有床診療所の新設（届出）について

1 趣 旨

診療所が病床を設置する場合は知事の許可が必要であるが、医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定により、以下に挙げる地域医療に不可欠な医療を提供する診療所については、病床過剰地域であっても例外的に届出により一般病床を設置することが可能となっている。

- ・ 地域包括システム構築のために必要な病床（在宅療養支援診療所、看取り機能など）
- ・ へき地医療
- ・ 小児医療
- ・ 周産期医療
- ・ 救急医療

なお、平成30年4月施行の医療法施行規則の改正により、新たに設置するに当たっては、地域医療構想調整会議の協議内容を参考に医療審議会の意見を聞くこととなった。

2 整備予定医療機関の概要

所 在 地	さいたま市南区根岸5-24-5（さいたま保健医療圏）
名 称	前（まえ）産婦人科
開設者及び管理者	前 和幸
開設予定年月	平成32年6月
診療科目	産科、婦人科
承認を受けようと する病床数	一般病床 19床
病床の種別	周産期医療

3 さいたま保健医療圏の病床数の状況

基準病床数	既存病床数	備考
7,566床	7,825床	259床過剰

4 さいたま地域医療構想調整会議の結果

- (1) 日 時 平成30年12月12日（水）
- (2) 場 所 さいたま市保健所2階第1研修室
- (3) 協議の結果 反対意見なし